

本計画の基本となる考え方である「基本理念」を定め、基本理念のもと、2つの基本目標を掲げ、取り組みの方向性を明確にしました

基本理念

《互いに尊重しあい、共に生きる支えあいの地域をつくる》

すべての区民が、住み慣れた地域で、その人らしい生き方をまっとうすることができ、地域から疎外・差別されることなく、地域の一員として差異や多様性を認めあいがら支えあう地域をつくります。

基本目標

《基本目標 1 包括的に支援するしくみを強化する》

個人・世帯に対する支援と地域づくりについては、これまで「プラットフォームによる地域福祉」を基本的な視点とし、取り組んできました。今後は、その支援のしくみをさらに強化し、推進していきます。

《基本目標 2 区民が安心して暮らせる福祉のまちをつくる》

すべての区民が地域の一員として共に生き、支えあえる地域を作るための意識醸成、啓発を推進します。また、誰もが安心して社会参加できるための地域環境づくりに努めます。

「プラットフォームによる地域福祉」を基本的な視点としています。

基本的視点 ～プラットフォームによる地域福祉～

プラットフォームという考え方

「プラットフォーム」はもともと土台、基盤、舞台を意味する言葉ですが、ここでいう「プラットフォーム」は必ずしも物理的な「場」を意味するものではありません。地域住民や関係機関とつながる場、地域の課題を見つけ、学びあう場、解決策を話し合う場、役割分担をし、行動していく場です。

墨田区におけるプラットフォーム

第3次墨田区地域福祉計画では、「プラットフォームによる地域福祉」を優先的取り組み、計画の基本的な視点として推進してきました。地域の課題を解決に導くため、その課題ごとに関係者・関係機関が集まり、お互いを「知り」、お互いが「つながり」、解決策を話し合い、役割分担をし、行動をする。本計画ではそのような機能を持っている場を「プラットフォーム」としています。

プラットフォームが果たす役割

このようなプラットフォームを地域に増やしていくことが地域福祉の推進の原動力となります。本計画の取り組み内容を進めていくにあたって、事業や活動にプラットフォームという視点が加わることで、今までつながっていなかった団体とつながりができ、地域の課題をたくさんの人と共有できるといったことが期待されます。また、お互いの取り組みや考え方を理解しあうことで、取り組みの効率化や相乗効果が進んでいくと考えられます。墨田区は、プラットフォームをつながりの基盤として「地域共生社会の実現」を進めます。



第4次墨田区地域福祉計画の全文については、区ホームページでご覧になれます。



第4次 墨田区 地域福祉計画

墨田区重層的支援体制整備事業実施計画
墨田区成年後見制度利用促進基本計画

令和4年度～令和8年度

概要版

ひと、つながる。
墨田区

地域共生社会実現をめざす、地域福祉推進のための「第4次墨田区地域福祉計画」を策定しました。

地域福祉とは

地域で暮らす住民同士の支えあい・助けあいを推進するとともに地域に存在する多様な主体が連携協働することにより、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も区民の誰もが自分らしく安心して暮らし続けることのできる地域をつくっていくこと、それが「地域福祉」です。

墨田区の計画策定の考え方

墨田区では基本構想で示された協治（ガバナンス）の考え方に基づき、地域住民や関係機関等が連携協働して地域福祉を推進してきました。地域福祉計画は、地域住民等の参加を得て、地域の様々な課題を明らかにし、その解決に向けた仕組みを作る計画です。今回の計画策定では、第3次計画から引き続き「プラットフォームによる地域福祉」という視点を持って、地域福祉を推進していくための包括的な支援体制を整備していくことを目指しています。

地域共生社会の実現に向けた国の動き

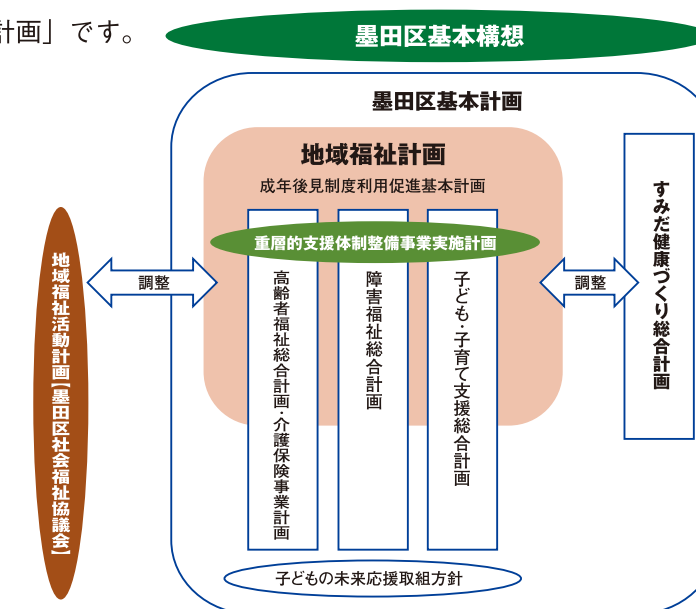
平成28年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において示された地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、社会福祉法が改正（平成30年4月施行）され、市区町村はこの「地域共生社会の実現」に向けた包括的支援体制づくりに努める旨規定されました。

計画の性格と位置づけ

本計画は社会福祉法第107条の規定に基づく「市区町村地域福祉計画」です。

社会福祉法第107条
市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項



墨田区基本構想、基本計画との整合性、各福祉計画との関係

計画期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間の計画とします。第4次計画から、同時期に策定する、高齢者福祉総合計画・介護保険事業計画、障害者行動計画、障害福祉計画及び墨田区障害児福祉計画と計画期間を合わせ、終期を令和8年度とする5年計画としました。今後は墨田区の各福祉分野計画と策定期間を合わせることで、計画改定時の見直しの視点共有など、より一層連携を図っていきます。

墨田区重層的支援体制整備事業実施計画

「複雑化・複合化した支援ニーズ」や「制度の狭間にある課題」に対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するため、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、事業を実施していきます。

墨田区成年後見制度利用促進基本計画

「今後一人暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれ、成年後見制度の必要性が高まっていくと考えられています。区では、成年後見制度の利用支援体制の体系を整備するとともに、「地域連携ネットワークの構築」や必要な相談支援体制などを段階的・計画的に整備していくための方針を示すことを目的とした計画を定めました。

※ 墨田区重層的支援体制整備事業実施計画及び墨田区成年後見利用制度促進基本計画については、第4次墨田区地域福祉計画に掲載しています。